



生活・環境

消費者生活相談

身に覚えのない架空請求や悪質な訪問販売、振り込め詐欺などの相談にご利用ください。
10月9日(金) 11時30分〜14時30分
所役場1階会議室
相談員▽上村正子氏
問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

「とよころ消費生活塾」受講者募集

高額な振り込め詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催します。
10月9日(金) 14時50分〜16時10分
所役場1階会議室
テーマ「モバイルバッテリーが発火」
講師▽上村正子氏
定若干名(無料)
申前日までに役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213へご連絡ください。
※次回は11月13日(金)、テーマ「投資用マンションの勧誘」※毎月1回実施予定

10月19日(月)〜25日(日)は行政相談週間

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。
相談委員▽石邑良雄氏(豊頃旭町154 ☎(574) 2356)

【定例相談所】

10月19日(月) 13時30分〜16時
所役場1階会議室※別室での個別相談も可能です。
備考▽釧路行政評価分室でも、相談を受け付けています。『行政苦情110番』全国共通 ☎0570・090110

人権相談

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が持っている権利ですが、現実には人権をめぐる様々な問題(DV、いじめ、差別、離婚、隣近所のもめごとなど)が起きており、これらを解決するため、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。
10月19日(月) 13時30分〜16時
所役場1階会議室※別室の個別相談も可能です。
相談委員▽鳥宮慶法氏▽津久井淑恵氏▽中野稔氏
問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

「豊頃町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。
期間令和2年10月1日(木)〜令和3年3月31日(水)
区域▽町内全域
方法▽捕獲・薬殺
【飼い主の皆様へ】
※期間中、つながられていない畜犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いいたします。
※散歩時のフンは飼い主が責任をもって処理してください。
※犬を新たに飼ったとき、死亡したときは必ず届け出てください。
問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

その他

10月15日(木)〜31日(土)秋の全道火災予防運動を実施します

【統一標語】
『その火事を防ぐあなたに金メダル』
これからの時期は、朝晩の冷え込みが日ごとに増し、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなり、住宅火災などが多く発生してきます。

豊頃町で開催！秋の道東一斉すずらん無料法律相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で法律相談をお受けします。
10月14日(水) 13時〜17時
※事前予約が必要です(先着8名)
所役場1階会議室
相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、事故、離婚、相続など、法律相談全般。
※相談者は、相談内容に関する資料(契約書、登記簿の写し等)をご持参ください。
10月1日(木) から、役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213で予約を受け付けます。

くりりんセンター休館日のお知らせ

10月12日(月)の『体育の日』は、くりりんセンターへのごみの持込みはできません。
※家庭ごみの搬入は、引越越し、大掃除などで大量のごみが出た場合のみ受け入れ可能です。
問十勝圏複合事務組合くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目1番地) ☎0155(37) 3550
※町の収集は通常どおり行います。

火災によって失われるものは、家や家財ばかりでなく、時には尊い命までも失ってしまいます。悲惨な火災を未然に防ぐため、消防署では秋の全道火災予防運動を行います。

- 【重点目標】
①暖房器具の取付け時および使用時には点検整備を行います。
②暖房器具などを使用したときは、最後まで責任を持って取扱います。
③家の周りには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
【期間中サイレンを吹鳴します】
火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。
問豊頃消防署 ☎(574) 2310

教科用図書等の採択結果等の公表について

令和2年8月25日(火)に開催された豊頃町定例教育委員会において、令和3年度から使用する中学校用教科用図書と令和3年度に使用する小学校用教科用図書が採択されました。
採択された教科書につきましては、図書館にて展示します。また、採択理由等につきましては、次のとおり公表しますので、閲覧できます。
平日8時30分〜17時15分

運転免許更新時講習

10月8日(木)
▽優良13時15分〜▽違反14時〜※受付は30分前からです。
所える夢館2階視聴覚室
対公安委員会から送付された更新連絡書により、池田警察署で更新手続きを終了された方
詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」(13時15分〜)、「違反」(14時〜)のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は12月10日(木)です。

Table with 2 columns: 会場 (池田会場, 浦幌会場) and 日時 (10月6日, 11月10日, 11月13日)

殺そ剤空中散布実施のお知らせ

森林に被害を及ぼす野ねずみの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
散布日時▽10月下旬から11月上旬までのうち3日間。
時間はおおむね午前8時から午後3時まで。※天候等により日程が変更される場合があります。
散布区域▽豊頃町内の森林(針葉樹・1年生・25年生)
殺そ剤▽リン化亜鉛1%粒剤で、農業取締法による登録を受けている農薬
実施者▽豊頃町▽十勝広域森林組合豊頃事業所▽北海道ニッタ(株)▽十勝総合振興局森林室
問▽役場産業課林政係 ☎(574) 2217
▽十勝広域森林組合豊頃事業所 ☎(574) 2126
▽北海道ニッタ(株) ☎0155(54) 2206
▽十勝総合振興局森林室 ☎(576) 2165